

(別 紙)

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案」について

平成18年7月14日
国 土 交 通 省

I. 改正の背景

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が制定され、平成18年5月31日に公布されたところです。改正法第1条の都市計画法の一部改正により、都市計画の決定等の提案ができる団体として「まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体」が追加されたことから、これに伴い、都市計画法施行規則において所要の改正を行うことを検討しています。

また、改正法第4条の新住宅市街地開発法の一部改正により、新住宅市街地開発事業において造成された宅地の一部について当該宅地の譲渡に関する事業を信託会社等に信託することが可能となったことから、これに伴い、新住宅市街地開発法施行規則等において信託に関する基準等所要の改正を行うことを検討しています。

II. 改正の内容

1. 都市計画法施行規則の一部改正

(1) まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体について

都市計画法(以下「法」という。)第21条の2第2項の国土交通省令で定める団体は、以下に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- ① 以下のいずれかに該当する団体であること。
 - ・過去10年間に法第29条第1項の規定による許可を受けて開発行為(0.5ヘクタール以上のものに限る。)を行った実績があること。
 - ・過去10年間に法第29条第1項第5号から第10号までに掲げる開発行為(0.5ヘクタール以上のものに限る。)を行った実績があること。
- ② 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、以下のいずれにも該当する者がいない団体であること。
 - ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・破産者で復権を得ないもの
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

77号。同法第31条第7項の規定を除く。)に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(2) 提案書に添える図書の追加について

法第22条の2第3項の規定により計画提案を行う際に、提案書に添える図書に「計画提案を行うことができる者であることを証する書類」を追加する。

(3) 提案書及び図書とあわせて提出できる書面について

法第22条の2第3項の規定により計画提案を行おうとする者は、事業を行うため当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とする場合には、以下に掲げる事項を記載した書面を、提案書及び図書とあわせて都道府県又は市町村に提出することができることとする。

① 当該事業の着手予定時期

② 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限

※当該期限は、計画提案に係る都市計画の内容に応じて、当該都市計画の決定又は変更までに必要な期間として合理的なものでなければならない。

③ ②の期限を希望する理由

2. 新住宅市街地開発法施行規則の一部改正

新住宅市街地開発法第23条第2項に規定する国土交通省令で定める信託の基準として、以下の事項を規定する。

- ・信託期間が造成宅地等の規模、用途等に応じた適切なものであること。
- ・信託契約において、借入金限度額、信託期間等を明示すること。
- ・信託報酬の支弁の方法が適切であること。

また、新住宅市街地開発法第23条第2項の規定による信託契約の申込みをしようとする信託会社等は、信託の収支見積り等を記載した申請書を施行者に提出しなければならないこととする。

III. 施行期日

平成18年8月30日

以上